

合二日五十銭以上二割二分値下

合二日 以下二割

合二日 以下一割五分

現給平均二日三十銭ニ対ノ平均ニ
七月一日ヨリ実施スルコト

八、要求事項並ニ交渉状況

前記ノ如ク工場主ヨリ申渡ニ対シ翌二十一日ヨリ五
時ヨリ代表ヨリ全賃ニ譲リタルニ絶対反対ノ決議
ヲ為シ二十一日迄工場主ニ対シ口頭ヲ以テ右
反対ノ旨ヲ述ヘタリ

七、回答状況

前叙會見ノ際工場主ヨリ本工場ノ解散スルヤ否ノ

苦境ニ在ル実状ヲ種々説明シ従業員側ニ於テ再
考セラレ度會社トシテモ可成善処スル旨ヲ答ヘタ
リ

八、経過

(一) 勞働者側

従業員中組合ニ加入セサル三十名ハ事業主ノ苦境
ニ同情シ賃銀値下ハ已ニ得サルモノト承認ス
ルノ意向ナルモ他ノ組合加入者ハ極左勞働団体ニ
屬スルヲ以テ本部ト密接ニ絶対反対ヲ主張シ前記
軟派ヲ牽制セルノ状態ニテ目下表面閉木ヲ標榜シ
行動セサルモ不日要求書ヲ呈出シ抗争スルヲ準備
中ナリ